

23消安第1116号
平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第3項、第3条の2第7項及び第4条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）第1条を改正し、小反芻獣疫の対象家畜として、鹿を定めること。
- 2 令第1条を改正し、低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を定めること。
- 3 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更すること。
- 4 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号。以下「規則」という。）第2条を改正し、小反芻獣疫を届出伝染病から除外すること。
- 5 規則第2条を改正し、低病原性ニューカッスル病を届出伝染病に指定すること。

届出伝染病の見直しについて（省令改正）

1 小反芻獣疫の削除

改正家伝法により新たに家畜伝染病に指定された小反芻獣疫を届出伝染病から除外する。

2 低病原性ニューカッスル病の追加

改正家伝法により家畜伝染病から除外された弱毒タイプの低病原性ニューカッスル病について、これまで法に基づくまん延防止措置を講じてきた経緯を踏まえ、その発生状況を行政が把握し、家畜の所有者による自主的防疫措置の的確な実施を促せるようにするため、届出伝染病に指定する。

（参考）届出伝染病

家畜伝染病予防法では、家畜防疫行政上、家畜伝染病に準じる重要な伝染性疾病を届出伝染病に指定し、その早期発見に努め、初期防疫の徹底を図るため、診断した獣医師に対し届出義務を課している。

なお、発生時の防疫対応は、家畜の飼養者（民間の獣医師）がその経済活動として自ら行い、行政による殺処分、移動制限等の防疫対応はとられない。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

（伝染性疾病についての届出）
 第二条 法第四条第一項の届出伝染病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜についてのものとする。

（伝染性疾病についての届出）
 第二条 法第四条第一項の届出伝染病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
ブルータング	牛、水牛、鹿、めん羊、 山羊
（略）	（略）
悪性カタル熱	牛、水牛、鹿、めん羊
（略）	（略）
類鼻疽	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、 山羊、豚、いのしし
破傷風	牛、水牛、鹿、馬
気腫疽	牛、水牛、鹿、めん羊、 山羊、豚、いのしし

伝染性疾病の種類	家畜の種類
ブルータング	牛、水牛、しか、めん羊、 山羊
（略）	（略）
悪性カタル熱	牛、水牛、しか、めん羊
（略）	（略）
類鼻疽	牛、水牛、しか、馬、めん羊、 山羊、豚、いのしし
破傷風	牛、水牛、しか、馬
気腫疽	牛、水牛、しか、めん羊、 山羊、豚、いのしし

レプトスピラ症（レプトスピラ・ボ モナ、レプトスピラ・カニコラ、 レプトスピラ・イクテロヘモリジア 、レプトスピラ・グリポティフォー サ、レプトスピラ・ハージョ、レプ トスピラ・オータムナリス及びレ プトスピラ・オーストラリスによ るものに限る。）	牛、水牛、鹿、豚、いの しし、犬
サルモネラ症（サルモネラ・ダブリ ン、サルモネラ・エンテリテイデ ス、サルモネラ・ティフィウム 及びサルモネラ・コレラエスイスに よるものに限る。）	牛、水牛、鹿、豚、いの しし、鶏、あひる、うず ら、七面鳥
(略)	(略)
仮性皮疽 ^モ	馬
伝染性膿疱性皮膚炎 ^{のうほうせいひふえん}	鹿、めん羊、山羊
(略)	(略)
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、七 面鳥
低病原性ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら、七 面鳥
(略)	(略)

レプトスピラ症（レプトスピラ・ボ モナ、レプトスピラ・カニコラ、 レプトスピラ・イクテロヘモリジア 、レプトスピラ・グリポティフォー サ、レプトスピラ・ハージョ、レプ トスピラ・オータムナリス及びレ プトスピラ・オーストラリスによ るものに限る。）	牛、水牛、しか、豚、い のしし、犬
サルモネラ症（サルモネラ・ダブリ ン、サルモネラ・エンテリテイデ ス、サルモネラ・ティフィウム 及びサルモネラ・コレラエスイスに よるものに限る。）	牛、水牛、しか、豚、い のしし、鶏、あひる、七 面鳥、うずら
(略)	(略)
仮性皮疽 ^モ	馬
小反芻獣疫 ^{せうたうじゆうえき}	しか、めん羊、山羊
伝染性膿疱性皮膚炎 ^{のうほうせいひふえん}	しか、めん羊、山羊
(略)	(略)
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、七面鳥、う ずら
(略)	(略)

ノゼマ病	アカリシダニ症	チヨーク病	バロア病	(略)	鶏結核病
蜜蜂	蜜蜂	蜜蜂	蜜蜂	(略)	面鳥
					鶏、あひる、うずら、七

ノゼマ病	アカリシダニ症	チヨーク病	バロア病	(略)	鶏結核病
みつばち	みつばち	みつばち	みつばち	(略)	すら
					鶏、あひる、七面鳥、う

23消安第1137号
平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第7項及び第12条の3第4項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 2 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 3 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日農林水産大臣公表）を変更すること。
- 4 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を変更すること。
- 6 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）第21条）を改正すること。

特定家畜伝染病防疫指針の変更について

1 口蹄疫等の空気等によって感染が急速かつ広範囲にひろがるような疾病については、全国一律的に一定水準の防疫措置が確保されなければ、一部地域における不十分な防疫措置に起因して県をまたがって急速かつ広範囲にまん延し、我が国畜産業に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産大臣は、特定の家畜伝染病について、発生の予防、発生時の初動防疫等に関する具体的な防疫指針（特定家畜伝染病防疫指針）を定めることとし、都道府県知事及び市町村長は当該指針に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

2 宮崎県の口蹄疫の対応について検証した第三者による口蹄疫対策検証委員は、防疫指針について、報告書の中で以下の指摘。

① 10年前の口蹄疫の発生を踏まえて作られた防疫指針を中心とする防疫体制が今回の宮崎県での口蹄疫の発生に際して確実に実行されず、また、十分に機能しなかった。国と宮崎県・市町村などとの役割分担が明確でなく、連携も不足していた。

② 海外における発生の状況（地域、型など）や、科学的知見・技術の進展（抗ウイルス薬、ワクチンなどの開発状況）などを常に把握し、これを踏まえて定期的に見直すなど、常に最新・最善のものとしておくべきである。

③ 予防措置と発生時の初動対応は、都道府県が確実に実行できるよう、それぞれをあらかじめ明確に示しておくべき。

④ あらかじめ定めている防疫方針の初動対応で感染拡大が防止できない場合には、速やかに防疫方針を改定することが必要。

3 これらの指摘を踏まえ、昨年度我が国で発生が確認された口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針について、抜本的な変更を行う必要。

また、現在、防疫指針が定められていない牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラについては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザと同様に家畜伝染病の中でもその感染力及び病性が特に強いことから、発生時に迅速かつ的確な防疫対応を講じることのできるよう、新たに防疫指針を制定する必要。

23 消安第 1137 号

平成 23 年 5 月 25 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 7 項及び第 12 条の 3 第 4 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 2 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 3 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 16 年 12 月 1 日農林水産大臣公表）を変更すること。
- 4 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 16 年 11 月 18 日農林水産大臣公表）を変更すること。
- 6 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年 5 月 31 日農林省令第 35 号）第 21 条）を改正すること。

飼養衛生管理基準について

家畜伝染病のまん延防止のためには、発生後の事後措置である隔離・殺処分だけでは十分に防疫効果を得ることができず、発生前の段階で家畜の飼養衛生管理を徹底し、病原体の低減を図る必要。

特に、家畜の飼養管理を群管理とした場合、一頭ごとのきめ細かな衛生管理に費やす時間が少なくなるため、発病を見逃す又は発見が遅れるおそれがあると同時に、給餌場等を共同で使用するため、いったん発病すると一気に群単位でまん延するおそれ。

このため、家畜伝染病予防法において、国が飼養衛生管理基準を定め、家畜の所有者に対し当該基準の遵守を義務付けている。

○ 現行の飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則）

（飼養衛生管理基準）

第二十一条 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、次のとおりとする。

- 一 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 二 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 三 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
- 四 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 五 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 六 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 七 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 八 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 九 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 十 家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

家畜の飼養衛生管理基準チェック表 (牛)

飼養衛生管理基準	チェック項目	評価			備考
		○	△	×	
1. 畜舎や器具の清掃又は消毒の励行	1 牛舎の定期的な清掃・消毒				
	2 管理機器類の定期的な清掃・消毒・点検整備				
	3 作業衣・作業靴の定期的な洗浄・消毒				
	4 除糞作業・敷料の交換状況				
2. 畜舎出入り時の手指・作業衣等の消毒	5 踏み込み消毒槽の設置				
	6 手洗い消毒の実施				
	7 牛舎毎の専用作業衣・作業靴の使用				
3. 飼料や水への排泄物等の混入防止	8 飼料庫、給水施設の定期的な点検				
	9 飼料等への野生動物の排泄物の混入防止				
	10 衛生的な飲用水の確保				
4. 導入家畜の隔離・健康観察の実施	11 導入牛専用隔離施設、管理器具等の整備				
	12 隔離の実施及び隔離期間中の綿密な健康観察				
	13 導入元農場の家畜衛生状況の確認(証明書の添付)				
5. 人や車両の出入り制限・消毒の実施	14 施設への立入り制限措置(立て看板の設置等)				
	15 車両消毒の実施				
	16 立ち入り者の衣服・靴等の交換・消毒				
6. 野生動物や害虫の侵入防止	17 施設及び周辺、設備の保守点検、補修・修繕の実施				
	18 野生鳥獣及び衛生害虫の侵入防止対策				
	19 ネズミ、衛生害虫の定期的な駆除				
7. 出荷時における家畜の健康確認	20 出荷牛の健康状態の確認				
8. 異常家畜の早期発見・早期受診	21 毎日の臨床観察の実施・健康状態の把握				
	22 獣医師への早期連絡、診療記録の保管				
9. 過密な状態での家畜の飼養回避	23 牛舎環境(温・湿度、換気)の整備、防暑対策				
	24 適正な飼養密度				
10. 家畜伝染病に関する知識の習得	25 家畜の伝染性疾病の発生予防に関する知識				
評価点(計)	: ○ (適正) 4点 : △ (不十分) 2点 : × (不適切) 1点	} 要指導			
総括所見		点	点	点	合計 点
改善・指導事項		総合評価 			

家畜の飼養衛生管理基準チェック表 (豚)

飼養衛生管理基準	チェック項目	評価			備考		
		○	△	×			
1. 畜舎や器具の清掃又は消毒の励行	1 豚舎の定期的な清掃・消毒						
	2 管理機器類の定期的な清掃・消毒・点検整備						
	3 作業衣・作業靴の定期的な洗浄・消毒						
	4 除糞作業・敷料の交換状況						
2. 畜舎出入り時の手指・作業衣等の消毒	5 踏み込み消毒槽の設置						
	6 手洗い消毒の実施						
	7 豚舎毎の専用作業衣・作業靴の使用						
3. 飼料や水への排泄物等の混入防止	8 飼料庫、給水施設の定期的な点検						
	9 飼料等への野生動物の排泄物の混入防止						
	10 衛生的な飲用水の確保						
4. 導入家畜の隔離・健康観察の実施	11 導入豚専用隔離施設、管理器具等の整備						
	12 隔離の実施及び隔離期間中の綿密な健康観察						
	13 導入元農場の家畜衛生状況の確認						
5. 人や車両の出入り制限・消毒の実施	14 施設への立入り制限措置(立て看板等の設置)						
	15 車両消毒の実施						
	16 立ち入り者の衣服・靴等の交換・消毒						
6. 野生動物や害虫の侵入防止	17 施設及び周辺、設備の保守点検、補修・修繕の実施						
	18 野生鳥獣及び衛生害虫の侵入防止対策						
	19 ネズミ、衛生害虫の定期的な駆除						
7. 出荷時における家畜の健康確認	20 出荷豚の健康状態の確認						
8. 異常家畜の早期発見・早期受診	21 毎日の臨床観察の実施・健康状態の把握						
	22 獣医師への早期連絡、診療記録の保管						
9. 過密な状態での家畜の飼養回避	23 豚舎環境(温・湿度、換気)の整備、防暑対策						
	24 適正な飼養密度						
10. 家畜伝染病に関する知識の習得	25 家畜の伝染性疾患の発生予防に関する知識						
評価点(計)	: ○(適正) 4点 : △(不十分) 2点 : ×(不適切) 1点	要指導	点	点	点	合計	点
総括所見	総合評価						
改善・指導事項							

飼養衛生管理チェック表

(飼養衛生管理チェック表)

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(1) 人・車輛等による侵入の防止			
ア 農場出入口			
ア) 農場への人・車輛の入場制限			
・農場出入口に門を設置し、常に閉めていますか			
・農場出入口に「部外者立入禁止」等の看板を設置していますか			
・入場車輛は指定された場所に駐車していますか			
イ) 入場車輛・物品の消毒			
・入場車輛の消毒を行っていますか			
・農場へ持ち込まれる物品を消毒していますか			
ウ) 農場専用衣服等への更衣			
・更衣場所は、交換前の衣服等の汚れが農場専用の衣服等へ付着しないような構造になっていますか			
・農場内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
・農場入場者は農場内専用の衣服、履物等に替えていますか			
エ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口・出口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
イ 鶏舎出入口			
ア) 部外者の入場制限			
・部外者の鶏舎への入場は禁止していますか			
イ) 鶏舎専用の衣服等への更衣			
・更衣場所は、鶏舎外の汚れが鶏舎内へ持ち込まれないような構造になっていますか			
・鶏舎入場者は鶏舎内専用の衣服、履物等に替えていますか			
・鶏舎内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
ウ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
エ) 器材等の洗浄・消毒			
・鶏舎内へ持ち込まれる器材等は洗浄・消毒していますか			
ウ 鶏舎内			
鶏舎内での消毒			
・鶏舎毎の鶏舎入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
・各鶏舎内に手指用の消毒器を設置していますか			
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止			
ア 防鳥ネット・金網を以下の場所に設置していますか			
・鶏舎			
・袋詰め飼料などを保管する倉庫			
・鶏糞処理施設			
・防鳥ネットの網目は2cm以下ですか			
・防鳥ネット等は上から覆うように、ゆったりと垂らすように張っていますか			
・防鳥ネットは破損が見つかったら、直ちに補修していますか			
・防鳥ネット等と屋根・柱の境等の小さな隙間を塞いでいますか			
イ ネズミの駆除			
・防鳥対策と同様に隙間を塞いでいますか			
・ネズミの侵入経路を確認していますか			
・捕獲装置や殺鼠剤などにより駆除していますか			

飼養衛生管理チェック表

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止 (つづき)			
ウ 鶏舎・農場周辺の消石灰散布			
・鶏舎周辺や農場敷地周辺へ定期的に2~3m幅で消石灰を散布していますか			
エ 鶏舎入場後の閉扉			
・鶏舎の中に入ったら、すぐ扉を閉めていますか			
(3) 飲用水、飼料の汚染による侵入の防止			
ア 飲用水の汚染防止			
・新鮮な水道水を使用していますか (貯留したままにすると塩素濃度が低下します)			
・水道水以外を使用する場合、塩素の調整及び定期的な濃度点検を行っていますか			
イ 飼料の汚染防止			
・飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう常に清潔にしていますか			
・倉庫は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止を徹底していますか			
・倉庫は、鶏舎と同様にネズミの駆除を徹底していますか			
(4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃			
・鶏舎内外の整理・整頓・清掃を定期的に行っていますか			
・鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱などの撤去を行っていますか			
(5) 鶏の健康管理及び取扱い			
ア 導入鶏の健康確認			
・導入鶏の健康を確認していますか			
イ 死亡鶏の取扱い			
・死亡鶏は毎日取り出し、羽数を記録していますか			
・死亡鶏の羽数が異常な場合、直ちに家保に届け出ていますか			
・死亡鶏はポリ容器や厚手のビニールに入れてありますか			
・死亡鶏は専門業者に処理委託していますか			
ウ 出荷鶏の引き渡し			
・出荷鶏は指定の場所で処理業者に引き渡していますか			
エ 家保等への連絡			
・鳥インフルエンザが疑われた場合には、直ちに家保や獣医師へ連絡していますか			
オ 鶏の抵抗性の向上			
・良好な鶏舎環境や適正な飼料給与など一般的な飼養管理の向上に心がけていますか			
・他の疾病の予防のための適正なワクチン接種をしていますか			
(6) 鶏糞の処理			
・鶏糞は農場内で発酵により処理していますか			
〈やむを得ず未処理の鶏糞を農場外へ持ち出す場合は〉			
・運搬車両からのこぼれ防止をしていますか			
・ホコリの飛散防止をしていますか			
・タイヤの洗浄・消毒を徹底していますか			
・専用の衣服等を着用していますか			
(7) 従業員の知識習得			
・日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めていますか			

注：評価欄 ・適正に行われている場合 :○
 ・適正に行われていない場合 :×
 ・行う必要がない項目 :—

飼養衛生管理基準の改正について

- 1 口蹄疫対策検証委員は、飼養衛生管理基準について、報告書の中で以下の指摘。
 - ① 伝染病予防のポイントとして10項目を掲げているものの、緊迫感や具体性に欠け、実効性に乏しいものであった。

消毒槽を設置していないなど、飼養衛生管理基準を遵守しているとは思えない管理を行っている畜産農家が多数あったことを考えれば、国は飼養衛生管理基準をより具体的に示し、畜産農家が確実に遵守できるようにすべき。

例えば、次のようなことを検討すべき。

 - ア 農場の敷地を人の生活用と家畜生産用の敷地に分け、家畜生産用の敷地も管理区域と家畜飼養区域に分ける、農場の出入口を1ヶ所にするなど、衛生面を考慮した作業動線を構築する。
 - イ 踏込消毒槽、動力噴霧器などの消毒用設備・機器を備えるとともに、専用の作業着及び長靴を常時設置させ、これらの活用を徹底する。
 - ウ 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人（観光客・研修生を含む。）や発生国から輸入された物品を農場に近づけない。
 - エ 畜産農家は、発生時の侵入経路の早期特定のためにも、人、飼料などの物品、車両などの出入りを正確に記録する。
 - オ 大規模経営については、感染した場合の影響が大きいことから、早期の発見・通報などが確実に行われるようにするため、家畜保健衛生所・獣医師会などと連携のとれる獣医師を置く。
 - ② 飼養規模・飼養密度などを含めた畜産経営の在り方について、国や都道府県は一定のルールを定めたり、コントロールしたりできるように法令整備も検討すべき。
- 2 これらの指摘を踏まえ、本年4月に公布された改正家伝法において、
 - ① 飼養規模の区分に応じて飼養衛生管理基準を定めること
 - ② 飼養衛生管理基準の中に、焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置についても規定すること

が定められたところ。
- 3 このため、現場の実態等をよく調査した上で、現行の飼養衛生管理基準を大幅に改正する必要。

○ 改正家伝法による改正後の家畜伝染病予防法（抄）

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

- 2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。
- 3 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。
- 4 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

（指導及び助言）

第十二条の五 都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第十二条の六 都道府県知事は、前条の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第九条、第十二条の六第二項、第二十六条第一項又は第三十条（第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及び第三十条については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三～十六 （略）